

待機児童ゼロ作戦の推進について

平成13年9月6日 雇児保発第35号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

保育行政に関しては、都市部を中心に待機児童解消や多様な保育需要への対応など、地域の実情に応じて日頃より種々ご尽力いただいているところであるが、国においては「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革の基本方針（平成13年6月26日閣議決定）」、「仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月6日閣議決定）」等に基づき、待機児童ゼロ作戦を進めることとしているところである。

このため、厚生労働省においては、平成14年度概算要求で、待機児童ゼロ作戦を推進するための新規施策等を盛り込んだ要求を行ったところであるが、都道府県及び市町村においても、厚生労働省がこれまで実施してきた各般の規制緩和措置、予算措置及び来年度概算要求等を踏まえて、地域の保育需要に的確に応えた保育サービスの提供が行われるよう計画的かつ積極的に取り組まれない。

また、待機児童ゼロ作戦に関連して、関係各省庁においても各種の施策が講じられ、また検討されており、これらについても今後順次お知らせすることとしている。都道府県、市町村の民生主管部局においても、教育委員会等関係部局との連携を密にして対処されたい。

なお、待機児童ゼロ作戦に関連する主な規制緩和措置、予算措置及び留意事項を下記のとおり取りまとめ、併せて来年度概算要求等について参考資料として添付したので、保育サービス提供の拡大のための検討に際して参考にされるとともに、管下市町村、保育関係者等に周知されたい。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 設置主体制限の撤廃等について

平成12年3月より、保育所設置主体制限の撤廃、保育所設置に係る資産要件の緩和、最低定員の引下げを行ったが、平成12年度中のこれらの効果について取りまとめ、本年5月21日、「保育所設置に係る多様な主体の認可状況等について」によりお知らせしたところである。

各都道府県等においては、保育サービスに対する需要を踏まえ、認可基準その他関係法令に適合した保育所について迅速かつ的確な認可事務がなされるよう努められたい。

[関係通知]

保育所の設置認可等について（平成12年3月30日
児発第295号）

小規模保育所の設置認可等について（平成12年3
月30日児発第296号）

不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可につ
いて（平成12年3月30日児発第297号）

夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月
30日児発第298号）

2. 保育所分園について

平成10年度に保育所分園制度が創設され、地方公共団体において取組が進んできた結果、平成13年8月までに94カ所設置されたところである。平成12年度に分園設置特例保育単価が設定され、更に平成13年度に「保育所分園推進事業」が創設され、開設時の初度設備費、各種運営経費について、助成されることとなっているので、これらを活用した分園の設置促進に努められたい。

なお、分園を設置できる主体としては、社会福祉法人のみならず保育所を設置経営する全ての主体が含まれるものであることを、念のため申し添える。

[関係通知]

保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号）

特別保育事業の実施について（平成12年3月29日児発第247号）

分園を設置した保育所に係る保育単価について（平成12年6月8日児発第582号の5）

3. 入所の円滑化及び各種特別保育事業の実施について

乳児の待機が多い地域においては、乳児室及びほふく室の面積要件についてかつての乳児保育指定保育所に係る面積基準（5㎡）を緩和しているところである。保育所内の余裕室や子育て支援相談室における余裕スペース等がないか点検の上、これらの活用により、待機児童の解消を図られたい。

「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月6日閣議決定）にも触れられているように、特に公立保育所において、延長保育、一時保育、休日保育等の実施を進める他、待機の状況等がある場合に定員を超えた児童の入所受入れを進める必要がある。年度途中の定員を超えた入所については、これを進めるため、本年3月に短時間勤務の保育士の導入に係る規制緩和を行ったところでもある。

なお、特別保育事業の実施については、保育所の設置主体が責任をもって行えるよう施設の職員によることが原則であるが、児童の処遇や保護者との連絡体制の確保などに設置者である地方公共団体が責任をもって適正に実施できる場合には、公立保育所における特別保育事業を民間に委託することも可能

である。

[関係通知]

保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）

保育所における短時間勤務の保育士の導入について（平成10年2月18日児発第85号）

待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保第11号）」

4. 余裕教室の活用について

平成12年度までに公立学校の余裕教室を活用した保育所分園が6カ所（i-子育てネット<http://www.i-kosodate.net/special/index.html>参照）となっており、既存の社会資源の有効活用が重要な課題となっているところである。社会福祉施設等施設・設備整備費における「余裕教室活用促進事業」により、施設整備費（3000万円を上限とする定額補助）、設備整備費（650万円を上限とする定額補助）が国から定額補助されることから、市町村においては、市町村教育委員会と連携を図った上、余裕教室を活用した保育所設置に積極的に取り組まれたい。

[関係通知]

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について（平成3年11月25日社第409号）別表10

余裕教室を活用した社会福祉施設への改善整備の促進について（平成11年3月23日社援第709号）

5. 公設民営について

民間活力を活用した各種サービス提供が課題となっており、本年3月より、規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）に基づき公立保育所の運営業務の委託先に係る制限が撤廃されたところである。また、公立保育所の運営業務を民間へ委託する方式以外に、地方公共団体の所有する建物を民間へ貸与又は譲渡する方式を採用する地方公共団体もある。これに関し、国庫補助により整備された建物を普通財産に転換して貸与しようとする場合には財産処分手続が必要であるが、社会福祉施設の転

用等について、平成11年度よりその事務手続は簡素化されているところであり、念のため申し添える。

また、地方公共団体の所有する建物を民間へ貸与する方式に対応して、保育所施設整備の補助方式を拡大するよう概算要求しているところである。

なお、平成12年度中に公立保育所の運営業務を民間へ委託した事例は8件、国庫補助により設置された公立保育所に係る建物を普通財産に転換して民間へ貸与した事例が13件、譲渡した事例が9件あったところである。

[関係通知]

地方公共団体が設置する保育所に係る委託について（平成13年3月30日雇児保第10号）

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について（平成12年3月13日社援第530号）

（以下、略）